

「アミスルブロム」「イソフェタミド」「エトフェンプロックス」「ジエトフェンカルブ」「チアメトキサム」「トリフロキシストロビン」「ピコキシストロビン」「フェンヘキサミド」「フルオピラム」「フロメトキン」「ベンチアバリカルブイソプロピル」及び「イプロニダゾール」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

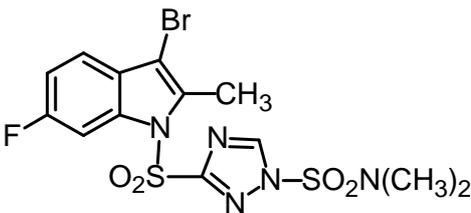
1. アミスルブロム（農薬）
2. イソフェタミド（農薬）
3. エトフェンプロックス（農薬）
4. ジエトフェンカルブ（農薬）
5. チアメトキサム（農薬）
6. トリフロキシストロビン（農薬）
7. ピコキシストロビン（農薬）
8. フェンヘキサミド（農薬）
9. フルオピラム（農薬）
10. フロメトキン（農薬）
11. ベンチアバリカルブイソプロピル（農薬）
12. イプロニダゾール（動物用医薬品）

## アミスルブロム

### 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年11月10日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	アミスルブロム (Amisulbrom)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	スルファモイルトリアゾール骨格を有する殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: トマト、てんさい、キャベツ等 今回、らっきょう、とうがらし類等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: ぶどう、干しぶどう、トマト、トマトペースト EU基準: ぶどう、トマト、なす、レタス カナダ、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成18年4月3日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年10月25日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成21年1月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年9月10日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成23年10月6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年6月21日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.1 mg/kg 体重/day</div>	

# イソフェタミド

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年12月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	イソフェタミド (Isofetamid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	酸アミド系の殺菌剤である。病原性に関与する孢子発芽及び発芽管の伸長等を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録されていない。</p> <p>今回、ぶどう、豆類(種実、ただし、らっかせいを除く。)、さやえんどう、きゅうり、たまねぎ、レタス及び非結球レタスへの新規登録申請</p> <p>使用方法: 散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

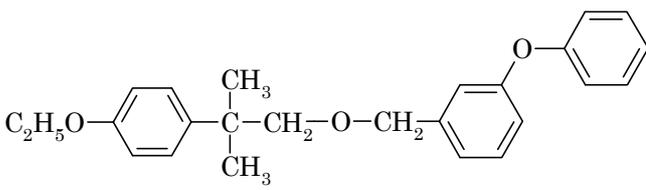
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# エトフェンプロックス

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年11月28日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	エトフェンプロックス (Etofenprox)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピレスロイド系殺虫剤である。神経軸索におけるナトリウムチャンネルを阻害することにより殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、キャベツ、かんきつ等 今回、ブロッコリー、ほうきぎ及びびきびへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day
	国際基準	りんご、なし等
	諸外国	米国基準: 米 EU基準: りんご、ぶどう等 カナダ、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成21年2月17日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年11月19日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成25年6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年8月5日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.031 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

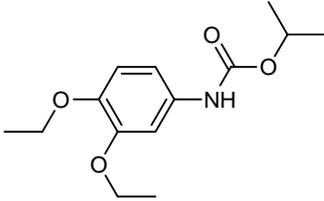
# ジエトフェンカルブ

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年11月28日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成24年8月21日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長宛て依頼しているところ。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジエトフェンカルブ (Diethofencarb)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	紡錘糸に結合し、細胞分裂を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: だいず、トマト、きゅうり、ぶどう等 今回、小麦及び茶への適用拡大申請	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU基準: ぶどう、かんきつ、トマト等 米国、カナダ、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

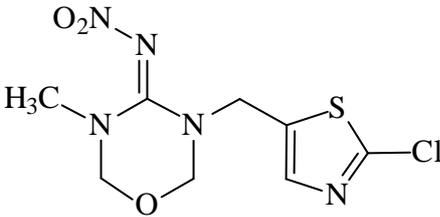
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# チアメトキサム

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成26年11月19日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	チアメトキサム (Thiamethoxam)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ネオニコチノイド系殺虫剤である。中枢神経系ニコチン性アセチルコリン受容体に作用することにより殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、トマト、いちご等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.08 mg/kg 体重/day
	国際基準	とうもろこし、豆類、かんきつ類、果菜類等
	諸外国	米国基準: とうもろこし、ばれいしょ、たまねぎ等 カナダ基準: ブロッコリー、ぶどう、卵等 EU基準: にんじん、トマト、アプリコット等 豪州基準: かんきつ、葉菜類、なたね等 ニュージーランド基準: 仁果類、キウイー等
		インポートトレランス要請: たまねぎ(米国)
食品安全委員会での評価等	【1】平成16年8月3日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年4月3日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成23年6月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年3月1日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.018 mg/kg 体重/day</div>	

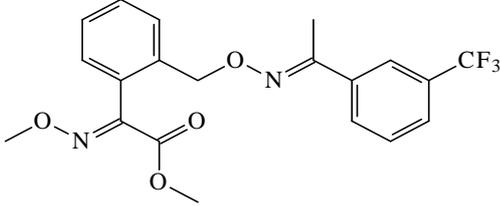
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# トリフロキシストロビン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年11月10日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定要請を受理
- ・平成26年11月12日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	トリフロキシストロビン (Trifloxystrobin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ストロビルリン系の殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより殺菌作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: りんご、おうとう、もも等 今回、かんきつへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.04 mg/kg体重/day
	国際基準	小麦、仁果類、いちご等
	諸外国	米国基準: アーモンド、かんきつ等 カナダ基準: ぶどう、小麦等 EU基準: りんご、ぶどう、きゅうり等 豪州基準: きゅうり、仁果類等 ニュージーランド基準: 仁果類、オレンジ等
		インポートトレランス要請: ベリー類果実等 (EU)
食品安全委員会での評価等	<b>【1】</b> 平成19年6月5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年8月1日 食品健康影響評価結果通知を受理 <b>【2】</b> 平成22年8月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年6月16日 食品健康影響評価結果通知を受理 ADI= 0.05 mg/kg体重/day	

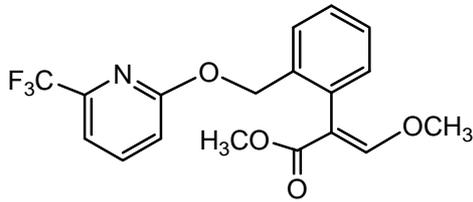
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ピコキシストロビン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年11月21日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理
- ・平成26年12月12日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピコキシストロビン(Picoxystrobin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録されていない。</p> <p>今回、はくさい、キャベツ、レタス、非結球レタス、たまねぎ、ねぎ、かんきつ、りんご、なし、もも及びおうとうへの新規登録申請</p> <p>使用方法：散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.09mg/kg 体重/day
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：小麦、大麦、とうもろこし、大豆、畜産物等 EU基準：大麦、オート麦等 ニュージーランド基準：小麦、大麦等 カナダ、豪州：基準なし
		インポートトレランス要請：大麦、小麦、大豆等(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フェンヘキサミド

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年11月10日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フェンヘキサミド(Fenhexamide)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ヒドロキシアニリド系殺菌剤である。病原菌の発芽管及び菌糸の伸長を抑制することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:かんきつ、もも等 今回、りんごへの適用拡大申請 使用方法:散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.2 mg/kg 体重/day
	国際基準	きゅうり、あんず、おうとう等
	諸外国	米国基準:アーモンド、きゅうり等 カナダ基準:あんず、ブラックベリー等 EU基準:おうとう、ぶどう等 豪州基準:ぶどう、いちご等 ニュージーランド基準:ぶどう、いちご等
食品安全委員会での評価等	平成17年8月3日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年6月21日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.17 mg/kg 体重/day	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フルオピラム

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年11月28日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定要請を受理
- ・平成26年12月1日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルオピラム (Fluopyram)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ピリジルエチルアミド系の殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: なし、もも、ネクタリン等 今回、大豆、はくさい、りんご等への適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.01 mg/kg 体重/day
	国際基準	きゅうり、ぶどう、畜産物等
	諸外国	米国基準: りんご、バナナ等 カナダ基準: いちご、ナッツ類等 EU基準: アーモンド、おうとう等 豪州基準: おうとう、仁果類等 ニュージーランド基準: たまねぎ等
		インポートトレランス要請: らっかせい(米国)
食品安全委員会での評価等	平成23年6月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月1日 食品健康影響評価結果通知を受理 <b>ADI=0.012 mg/kg 体重/day</b>	

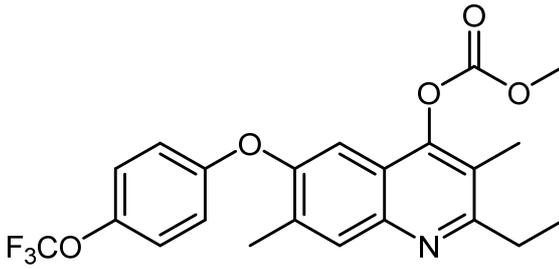
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フロメトキン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年12月15日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フロメトキン(Flometoquin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	キノリン骨格を有する殺虫剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録されていない。</p> <p>今回、だいこん、はくさい、キャベツ、ねぎ、たまねぎ、トマト、ピーマン、なす、すいか、ほうれんそう、かんきつ、いちご及び茶への新規登録申請</p> <p>使用方法: 散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

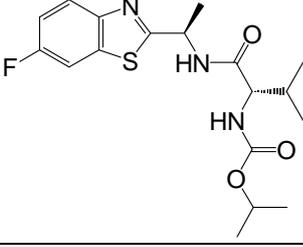
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ベンチアバリカルブイソプロピル

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成26年11月28日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う準値設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンチアバリカルブイソプロピル (Benthiavalicarb-isopropyl)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	アミノ酸アミドカーバメート系殺菌剤である。リン脂質の生合成系を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物：きゅうり、トマト、ぶどう等 今回、かんきつへの適用拡大申請	
	使用方法：散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：ぶどう、トマト等 カナダ基準：ぶどう、トマト等 EU基準：ぶどう、トマト等 豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成15年12月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年11月16日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成19年12月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年3月13日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成22年2月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年2月10日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】平成24年5月16日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月29日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【5】平成25年12月6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年3月24日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI=0.069 mg/kg 体重/day</p>	

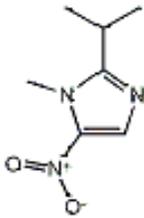
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# イプロニダゾール

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・食品衛生法第 11 条 1 項の規定により、基準を設定する必要があるため、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づき食品健康影響評価を依頼するものである。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	イプロニダゾール (Ipronidazole)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	詳細な作用機序は明らかでないが、ヒストモナスに駆除効果を示す。	
日本における登録状況	【動物用医薬品】 承認されていない	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI の設定はされていない。
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【アミスルブロム】

- ・作物残留試験

【エトフェンプロックス】

- ・作物残留試験

【ジエトフェンカルブ】

- ・作物残留試験
- ・急性神経毒性試験
- ・亜急性神経毒性試験
- ・28日間免疫毒性試験

【チアメトキサム】

- ・作物残留試験
- ・28日間亜急性経皮毒性試験
- ・28日間免疫毒性試験
- ・家畜残留試験

【トリフロキシストロビン】

- ・作物残留試験
- ・28日間免疫毒性試験

【フェンヘキサミド】

- ・作物残留試験

【フルオピラム】

- ・作物残留試験
- ・肝腫瘍の発現機序に関する試験
- ・甲状腺腫瘍の発現機序に関する試験
- ・動物体内運命試験
- ・家畜残留試験

【ベンチアバリカルブイソプロピル】

- ・作物残留試験